

令和3年6月定例会 第117号

栄町議会だより

発行 栄町議会だより編集委員会

人事案件4件などを含め12議案等を可決

令和3年第2回定例会（6月議会）が、6月1日から11日までの11日間の会期で開催されました。本定例会には、人権擁護委員の推薦、栄町監査委員の選任、栄町固定資産評価審査委員の選任、栄町教育委員会委員の任命についての人事案件4件をはじめ、条例の一部改正、2会計の補正予算、専決処分承認など計15件の議案等が提出され、全議案とも原案のとおり可決されました。一般質問は7名、傍聴者は延べ16名でした。

議案審議

諮問第1号 全員賛成
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現委員の任期満了に伴い、その後任委員の候補者として長澤房枝氏（請方）を法務大臣に推薦すべく、議会の意見を求めるものです。
議案第1号 全員賛成
専決処分を報告し承認を

求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、栄町条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分し

たので、議会へ報告し、承認を求めるものです。
議案第2号 全員賛成
専決処分を報告し承認を

求めることについて

地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、栄町都市計画条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、議会へ報告し、承認を求めるものです。
議案第3号 全員賛成
専決処分を報告し承認を

求めることについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことによ

り、栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、議会へ報告し、承認を求めるものです。
議案第4号 全員賛成
栄町監査委員の選任につ

いて

識見を有する者のうちから選任された現栄町監査委員である山本博久氏（安食）の任期が本年6月30日をもって満了となるため、同氏を再任すべく、議会の同意を求めるものです。
議案第5号 全員賛成
栄町固定資産評価審査委員の選任について

現栄町固定資産評価審査委員会委員である廣瀬宗英氏の任期が本年6月30日をもって満了となるため、新たに新村栄一氏（酒直）を選任すべく、議会の同意を

求めるものです。
議案第6号 全員賛成
栄町教育委員会委員の任命について

現栄町教育委員会委員である弘海千鶴氏の任期が本年6月19日をもって満了となるため、新たに濱田香奈氏（安食）を任命すべく、議会の同意を求めるものです。
議案第7号 全員賛成
栄町条例の一部を改正

する条例

地方税法等の改正を踏ま

え、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するとともに、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設するなど、所要の改正を行うものです。
議案第8号 全員賛成
栄町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、当該省令名の改正に伴う、当該省令名の改正、歩道等に関する道路移動等円滑化基準への適合対象の拡大など、所要の改正を行うものです。
議案第9号 全員賛成
ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ドラムの里の指定管理者の指定を取り消した場合等において、当該施設の利用者への影響を抑えるため、町長が当該施設の管理運営を行うことができるよう改正するものです。
議案第10号 全員賛成
令和3年度栄町一般会計補正予算（第1号）

総額68億7,764万2千円とするものです。増額の主なものは、歳入では、国庫支出金として地方創生臨時交付金、低所得の子育て世帯生活支援特別交付事業費交付金、新型コロナウイルスウィルスワクチン接種体制確保事業費補助金などによるものです。歳出では、子育て世帯生活支援特別交付金事業、新型コロナウイルスウィルスワクチン接種事業、通学路整備事業などによるものです。
議案第11号 全員賛成
令和3年度栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ68万1千円を増額し、総額17億4,136万7千円とするものです。増額の理由は、歳入では、介護保険システム改修費補助金などによるものです。歳出では、介護保険給付事業などによるものです。
報告第1号
継続費繰越計算書について

栄町継続費令和2年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかつたものについて繰越繰越しをしたので、議会に報告するものです。
報告第2号
繰越明許費繰越計算書について

令和2年度栄町一般会計補正予算（第9号）第1条

歳入歳出それぞれ9,414万2千円を増額し、

及び令和2年度栄町一般会計補正予算(第12号)第2条の繰越明許費について翌年度に繰り越したもので、議会に報告するものです。
報告第3号
事業会計予算の繰越計算書について
 令和2年度栄町下水道事業会計予算について翌年度に繰り越したので、議会に報告するものです。

**町政のことが知りたい
一般質問**

運転免許証を持たない町民の移動手段の確保について

問 岡本 雅道
 当町における移動手段の「課題」とその課題解決に向けた「今後の検討の進め方とスケジュール」について伺います。
答 バスによる移動手段として、町内循環バス、竜角寺台から安食駅を往復している路線バス、そして、スクールバスがある。
 課題としてはじめに、町内循環バスについては、循環を目的とするため、利用者が目的の地まで直接行けるわけではないこと。利用者の自宅から近い距離にバスの乗車場所があるとは限らないこと。便数にも限りがあることから利用したい時間帯に利用できるものではない。

いことがあげられる。
 次に、路線バスであるが、通勤、通学者の減少などにより毎年利用者が減少していること。常時1台の運行であることから、すべての列車の時刻に合わせるができないことがあげられる。

次に、スクールバスであるが、バスの車両については、町の事業や校外学習などにも利用しているが、一定の運行していない時間帯があることがあげられる。現時点でどのような交通手段が町にとって最適なのかを導き出せてはいない。今後は、高齢化やコロナ禍後の生活スタイルの変化などによる移動需要を把握し、当町に相応しい移動手段の在り方を探っていくことを考えている。

栄町に相応しい移動手段検討の進め方としては、コロナ禍後の状況を見据えながら、現在運行しているバスの乗降客調査を利用者アンケートを含めて行うこと及び、現在、全国で進められている実証実験・先進事例・近隣自治体の取り組みについて、国などが行うオンライン研修や視察等を含め、内部で収集、研究していく。
 次に、これらを整理し、栄町で取り入れることができる手法を検討し、事業者など関係者との協議を行い、栄

町公共交通会議等に諮っていきたくと考えている。なお、スケジュールとしては、コロナ終息後の新しい生活様式の状態などを見極める必要もあると考えているので、おおむね2年程度をかけて検討したいと考えている。

若者の支援について

早川 久美子
問 町は定住・移住や子育て支援に力を入れている。最近では若い人が家のリフォームや新築するなど、子供連れの家族の転入で地域がにぎやかになってきている。この若い人達の支援の取り組みについて伺う。
答 第5次総合計画では、町の人口減少や各世代のいびつな人口構成への対応が最重要課題として捉え、特に若者世代の定住・移住につなげるため、定住・移住奨励制度の推進をはじめ、子育て世代が住みやすい受け皿づくりとしての住宅開発の誘導や子育て支援の推進に取り組みすることとし、さまざまな施策を展開することとしている。一点目として、まちづくり課が行っている定住・移住支援制度がある。具体的には、新築住宅や中古住宅を購入し転入したかた、町内居住者が建て替えや転居するかたへ奨励金を支給している。さらに、転入したかたで中学

生以下の子どもがいる場合には、子ども加算金を支給し、アパートや貸家に転入されたかたの中で、子どもがいる場合にも加算金を支給している。このほかに、子どもがUターンした場合は、親に対しての支援金及び、昨年度からは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用し、転入するかたの中で在宅勤務をするかたに對する、応援金を支給している。また、若い子育て世代への受け皿として安食駅南側に新たな住宅開発の誘致を行い、一部では販売が開始されている。

次に、子育て支援の充実や、教育環境の整備などの推進として、主なものでは妊娠・出産・産後のサポート支援や子ども医療費の助成、給食費の第3子以降の無償化、新婚世帯への住宅購入費やアパートの家賃、引っ越し費用の補助など新たな生活への支援を行っている。

このように、子育て世代の若いかたへの重点的な施策を展開しており、その結果、平成24年度では、社会動態人口の増減がマイナス290人であったが、令和2年度ではマイナズ23人まで改善している。中でも、人口構成における20代の人口増加が顕著にみられ、若者世代への各施策の成果が、社会動態の数値に

行政サービスの向上におけるICT活用について

塚田 湧長
問 ICTを活用した行政サービスとして3年前から始まったコンビニ交付サービスやマイナンバーの利便性が限られる中、益々加速される行政デジタル化が果たす、住民にとって便利で分かり易い行政サービスの実現に向けての課題を伺う。
答 行政のデジタル化の遅れに對する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上が必要であり、行政のデジタル化の真の目的であるとして、本年5月12日には「デジタル改革関連法」が可決・成立され、9月にはデジタル庁を設置することとしたところである。そこで、町としても、今後国から示される統合等に関する情報、先進自治体の取り組み状況等を調査・分析し、オンライン化を始めとした、行政手続きのデジタル化、情報セキュリティの再構築を含めた今

表れているものと考えている。なお、今後も定住・移住や子育て支援の推進を図っていくと同様に、若い世代の受け皿として駅前地区での住宅整備を誘導していきたいと考えている。

後の取組み、更に必要となる費用も含めた具体的な検討を行っていくこととし、今年度からデジタル化の推進については、総務課で分掌することとした。

最も大きな課題は、ICTの活用による行政のデジタル化を推進していくための基盤となるマイナンバーカードの普及促進である。

はじめに、普及を図るための主な方策としては、まず、カードの交付申請件数を増加させるため、広報やホームページでカードの有効性を紹介して、カードの作成を勧奨している。

窓口でカードの作成を呼び掛けたり、作成を促すチラシを配布したりしている。

マイナンバーの予約や申込手続の支援を実施している。地方公共団体情報システム機構から、まだカードをお持ちでないかたに対し、順次、QRコード付きのカード交付申請書を送付している。

75歳以上のかたに対しては、後期高齢者医療広域連合から、QRコード付きのカード交付申請書を送付する予定である。国民健康保険の保険証の更新時に、カードの作成勧奨リーフレットを同封する予定である。

また、カードの交付を円滑に行うため、電話による事前予約を行い、カード交付時の混雑を緩和している。

また、カードの交付を円滑に行うため、電話による事前予約を行い、カード交付時の混雑を緩和している。

カードの交付のための統合端末を2台設置するとともに、毎土曜日もカードの交付を行うため、カードの交付までの事務を、会計年度任用職員1日当たり3名体制で行っている。

また、利便性の向上という面からも行政のキャッシュレス化についても進めていく必要がある。そこで、第一段階として、町税等のクレジットカード等による納付についての課題について検討し、早期に実現できるように努めていく。いずれにしても、ICT活用による充実して便利で分かり易い窓口サービスの提供に向けて取り組んでいきたいと考えている。

また、利便性の向上という面からも行政のキャッシュレス化についても進めていく必要がある。そこで、第一段階として、町税等のクレジットカード等による納付についての課題について検討し、早期に実現できるように努めていく。いずれにしても、ICT活用による充実して便利で分かり易い窓口サービスの提供に向けて取り組んでいきたいと考えている。

消防団について

問 少子高齢化の為か、若い人が少なくなり、団員の確保が難しいとの事ですか。

答 令和3年4月1日現在の消防団の実員数は、251人で、その内18歳から30歳までの若い人は、18人で、全体の15%程度、36歳から50歳までが149人と、全体の59%を占めている。また、令和元年度は18%、令和2年度は16%と若干ではあるが、団員の若い人の人数は減少している。

問 少子高齢化の為か、若い人が少なくなり、団員の確保が難しいとの事ですか。

答 令和3年4月1日現在の消防団の実員数は、251人で、その内18歳から30歳までの若い人は、18人で、全体の15%程度、36歳から50歳までが149人と、全体の59%を占めている。また、令和元年度は18%、令和2年度は16%と若干ではあるが、団員の若い人の人数は減少している。

このことから、議員が言うとおり、少子高齢化の進展や若者の都市部への流出、地域活動に対する意識の希薄化などを背景に、団員確保が難しいのが現状である。しかしながら、消防団は、火災対応だけではなく地域防災力の中核として、地震や台風などの災害対応の大きな戦力でもあり、必要不可欠な存在である。そのため、募集チラシを作成し、コンビニエンスストアや各イベント時に配布。消防団本部を中心に、顔対顔による勧誘活動。少年消防団員の次世代の育成などの募集活動を積極的に実施し、団員の確保に努めている。

栄中学校の校則について

問 栄中の校則は、116にも及び大変細かいきまりです。時代の進展や社会の常識等に依り、絶えず見直すべきだと考えるがどうか。このままでは社会に出た時に自分で考え行動し、健全な社会を担っていく力がつかないと考えますか。

答 栄中学校では、毎年2月に行われる、小学校6年生児童の保護者を対象とした「入学説明会」において、「栄中学校のきまり」を配布し、安心安全でよりよく学校生活を送ることができ、おける約束事について説明を行っている。また、生徒の入学後も、「栄中学校のきまり」及び「生徒心得」を用いて、学級活動や集会時に随時、生徒に対し確認のため、指導を行っている。

「栄中学校のきまり」の具体的な内容は、「服装について」として、制服、シャツ、靴下等登下校時や学校における服装について示したものの、「頭髪について」として、「男子の頭髪は中学生らしい髪形としましょう」、「女子の頭髪は中学生らしい髪形としましょう」とし、具体的な髪形等について示したものの、「その他について」として、学校に持ってきてはいけないものや登下校中の注意事項などについて示したものがなっている。いざ尊重しながらも、集団としてよりよい学校生活を送ることができるよう考え、実践しているところである。

「学校の自主性・自律性」を維持するために教育委員会として現段階で動くつもりはない。「学校の自主性・自律性」が叫ばれたのは平成10年9月の中央教育審議会の答申である。これにより、校長の意見に求めている「学校評議員制度」が導入され、栄中でも校長の推薦に基づき、教育委員会が5名を委嘱している。そして、校長は地域の声、保護者の声をもとに、学校評議員へ意見を求めている。そのうえで、教育委員会への町民からの意見があれば、栄中学校の自主性・自律性に最大限配慮し支援していく。

町有財産の効果的な運用について

問 新たに予定される「道の駅」について、如何なる経緯をもって政策となったのか。又、その必要性と有効性、実効性はどのようなか。更に、建設に際しての課題はどのようなものがあるのか。

答 当初「道の駅」を設置しようとした基準としては、株式会社ナリタヤから、「利根川を一望できる水と緑の運動広場あたりで道の駅をやってみよう」という話があり、平成28年から設置に係る交付金等の検討や経費の負担割合、設置場所についての協議を始めたものである。町としても、産業振興のため、出来れば「道の駅」を設置したいと考え、検討のため、「基本構想」や「基本計画」を策定したものである。しかし、施設の規模や内容、補助金等の財源、当該施設

町有財産の効果的な運用について

町有財産の効果的な運用について

への民間の出資、運営主体のほか、農産物や土産物などの供給、さらに既存施設との関連など、課題も多いことから、まずは今年度、庁内に検討会を組織し、令和4年度にかけ、課題への対応、内容、運営方法や産業関係者の意向も含めた是非などについても、検討していくこととしている。

新施設の建設については、町民から望まれ、町の将来にとって必要な施設であれば、議会の賛同を得たうえで、実施していくものと考えている。

「道の駅」の「基本構想」及び「基本計画」では、「農業振興による農業経営の安定化や、物産販売等による賑わいの創出、新たな雇用の場の創出、定住促進・交流人口の増加を図るためには、「地域振興」に寄与する施設の設置が必要不可欠である。」としている。このことから、当該政策を達成するためには、「道の駅」に、農産物直販施設・飲食施設などの地域振興機能を併せた施設の設置が望ましいと考えている。今年度については、施設内容・規模及び、より有利な補助金等の活用・町産農作物や加工品数などの課題の検討をはじめ、町内の産業・経済関係者や、民間企業などとの連携による整備の可能性などを検討

していくこととしている。経済効果を高めるためには、まずは、黒大豆をはじめとした農産物及び、加工品などの量及び品揃えを多くするため、農業の6次産業化や、農工商連携の推進は必要と考えており、そのため、例えば、地方創生推進交付金などを活用し、取り組むことも考えたいと思

栄町の農業、米価対策について

大塚 佳弘

問 コロナ禍の影響により米価が下落しているが、町としてどのような取り組みをしているのか。農業を続けられるためにも、機械の買い替え時の支援など必要と考えるがどうか。担い手対策、新規参入者に対する支援などはどうなっているか問う。

答 令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外食産業などの米需要の落ち込みが回復せず、在庫超過が続くことで、さらに下落する懸念がある状況となっている。そこで国では、収量調整を推進していくこととして、食料米から飼料用米への転換促進を進めている。内容としては、飼料用米への取り組みに要する経費の一部を補助するもので、採れた

収量や、取り組み方法により、10a当たり5万5千円から10万5千円を補助。千葉県では、主食用品種の飼料用米について10a当たり2千円、拡大分として6千円を補助。また、飼料用米の多収品種については、10a当たり3千円、拡大分として1万円を補助。さらに町では、国・県の補助金に加え10a当たり3千円の補助金を交付している。

次に、町独自の高収益作物への転換促進の取り組みとして、大豆の作付け面積に对应し、奨励金を交付している。内容については、新規及び、拡大面積に応じ、10a当たり5万円を交付。また、圃場を貸し出した方に対し、10a当たり2万円を交付している。

次に、これも町独自の取り組みとして、米のブランド化に取り組んでいるところである。今年度については、米の食味コンテストの上位入賞者を中心とし、ブランド化に向け、食味などの規格や名称、栽培方法など、具体的な話し合いを実施する予定である。機械の買い換えの時の支援については、実質化した「人・農地プラン」の中心的经营体位置付けられたかた、且つ、認定農業者に

は、国の補助制度で、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」制度がある。これは、農業用機械等を融資を受けて購入した際の購入額の3割・上限300万円を補助するものである。また、日本政策金融公庫の制度融資で、「農業経営基盤強化資金」で、農業機械の購入などについて、低利な資金調達ができる制度である。

このほかに、すべての農家を対象とした融資制度として、JAバンクが行っている「農機・ハウスローン」がある。なお、町独自の農業用機械買い換えの際の補助制度はない。

その他の一般質問

岡本 雅道

・ コロナワクチン接種について

・ 早川久美子

・ 防災について

・ 石橋 善郎

・ 信号機について

・ 火の見櫓について

・ 高萩 初枝

・ 災害対策について

・ 大塚 佳弘

編集後記
早いもので、議員の改選から1年3か月が経ちました。皆様はコロナ禍の中でお過ごしでしょうか。当町のワクチン接種も順調に進んでおります。延期となっていたオリピックも開催されており、日本選手団の多くのメダル獲得を毎日楽しみに応援しております。また、2年ぶりの夏の甲子園も開催され、熱い闘いが始まります。我々議員も球児達に負けないよう住みよいまちづくりを目指して邁進して参ります。大野 博

発行者 栄町議会だより編集委員会
野田泰博(委員長)、高萩初枝(副委員長)
大野信正、大野博、塚田湧長、大塚佳弘

連絡先 栄町議会事務局
栄町安食台一丁目2番
☎ 33-7715 ☎ 95-4274
✉ gikai@town.sakae.chiba.jp

9月定例会は、9月14日(火)～24日(金)までを予定しています。
※ 請願書及び陳情書については、議会運営委員会の審査を提出いただくようお願いいたします。なお、過去の会議録については、町議会ホームページをご覧ください。